

令和元年 8 月吉日

お客様各位

株式会社 TOKYO KOSAN Inc.
SUPER HOT YOGA オー&ラビエ

消費税法改正の対応に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素はホットヨガスタジオ・オー、ホットヨガサロン・ラビエをご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、2016 年 4 月の消費税法改正（2019 年 10 月 1 日から税率 10%）に則り、ホットヨガスタジオ・オー及びホットヨガサロン・ラビエにおける消費税の取り扱いについて、下記の通り対応させて頂く運びとなりました。

内容をご確認頂き、ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1・口座振替分

適用：2019 年 10 月分月会費より（2019 年 9 月 27 日 口座振替分より）

現行：税別価格＋消費税 8%

改正後：税別価格＋消費税 10%

（水素水は税別価格＋消費税 8%）

2・店頭販売品

適用：2019 年 10 月 1 日より

現行：税別価格＋消費税 8%

改正後：税別価格＋消費税 10%

（ミネラルウォーター、水素水は税別価格＋消費税 8%）

以上